

ジャパンマック連続講座第1回（令和2年9月18日）

刑事施設釈放者の 依存症回復支援について

ひまわり再犯防止研究所

代表 荒木龍彦

自己紹介

- 昭和55年法務省大阪保護観察所採用
- 平成24年東京保護観察所長
- 令和2年近畿地方更生保護委員会委員長を最後に退官
- 令和2年5月ひまわり再犯防止研究所を立ち上げ、フリーランスで再犯防止活動に従事

報告の あらまし

- 保護観察官等の経験，特に地方更生保護委員会委員としての経験を通じての釈放者の再犯防止の在り方を提案する
- 特に依存症のある釈放者の再犯防止を図る上での課題と方法について述べる
- マック等の治療共同体との連携と更生保護施設の役割の重要性を強調したい



刑事施設釈放者の 再犯防止の現況

①

佳境に入る政府の 再犯防止 対策

- 再犯防止に向けた総合対策の最終年
- あとプラス193人の2年以内再入所を防止する
- コロナ禍での見通しの難しさ
- 腰折れできない再犯防止の流れ

総合対策 の最終年

◆ゴール◆

令和2年中の釈放者約2.1万人の令和3年末までの再入者の比率を16%（3,360人）未満に。

※1県当たり再入者を平均70人以下にすればよい。（個別のケアをていねいに行えば実現できるイメージ）

あとプラ
ス**193人**
で

◆平成29年出所者◆

約22,000人の出所者のうち3,712人（16.87%）が出所の翌年末までに再入所。

目標の16%（3,520人）未済まであと**193人**の再入所を防止すれば、目標達成となっていた。

1県当たり再入者を平均75人未済にすればよく、結果より**4.1人**減らせるとよかった。

with コロナ 下の環境変化

犯罪前歴者もそれ以外の人にも共通して影響してきた犯罪増減係数 R （社会経済人口動態的条件）

環境変化で R が 1 を超え、犯罪を（再犯も）増加方向に転じさせることに警戒

強めの対策が必要

腰折れで
きない流
れ

- あきらめずに目標達成に取り組むことは、再犯防止を当たり前のように推進する**仕組みづくり**につながる。人の命を守ることに繋がる。
- 厳しい環境変化にあってもなお実績を示す「**制度の充実**」を

②

刑事施設 被収容者 の課題 (対応)

- 生活再建（就労支援）
- 自立困難性（医療福祉サービスへの調整）
- 依存症の問題（アディクション型犯罪への対応，依存症に向き合う指導・支援）

アディクシヨ ン型犯罪

- 1 薬物依存に基づく犯罪
- 2 アルコール依存に基づく犯罪
- 3 ギャンブル依存に基づく犯罪
- 4 性的問題性に基づく犯罪
- 5 強迫的・常習的窃盗者の窃盗

なぜ特定の釈放
者の再犯防止がう
まくいかないのか

特に依存症の問題を持つ累犯者について

- 本人は、問題への対処の必要性を否定する。
- そのまま認めていては問題の解決，改善にならない。
- 周到な動機付け面接が重要
- 受刑中の帰住地調整と，本人との「契約」が重要

治療等につなぐこと
の難しさ：
「**約束したのに**」
釈放者の意識、
態度における
釈放後意欲
消失

判決前や仮釈放前には、受診
や自助グループのミーティング
参加をすると言っていたのに、
釈放後は、一転意向を翻し、参
加しないと言う。又は先延ばし
にして結局連絡もとらない。



中間施設に仮釈放する
ことが重要



再犯防止の キー・ファクター

刑事施設 釈放者の 再犯防止 活動の構 造

診断と計画
assessment

動静把握
monitoring

介入
intervention

処遇協議
evaluation

動静把握
monitoring

介入
intervention

Plan

Do

Check

Act



釈放者にとって大切なこと①

- 犯罪をしないで生きていける希望と意欲を持っていること。
- そのために、そのモデルとする人がいる（生き方がある）こと。

釈放者に にとって大切 なこと②

再犯をしないで生活を変えていく歩みを何度でもやり直しできる環境

釈放者にとって大切なこと③

困ったときに助けを求めるだけでなく、自分が必要とされる人間関係に居場所を得る（そのことせ（削）で生き方が変わる。）

釈放者にとって大切なこと④

更生保護施設やマックなどの中間施設に入所して、段階的な社会復帰を図る
(再犯のおそれ高い者について直接受刑前の生活に戻すことを避ける。)

処遇者側に 大切なこと

①

経験(実見)に基づく楽観性

対象者の更生に関し、楽観的な希望を持っていること。

再犯の可能性を経験(実見)に基づき決めつけて考える傾向はないか？

処遇者側に 大切なこと

②

処遇を自己完結しよう
とせず，多機関の関与を
引き出し手渡していく
関わりをしていく

※自前化 の傾向

国の刑事司法機関，医療機関とも，処遇プログラムを新規に導入し，または強化して自己完結的に対応する傾向がある。地域的，期間的な広がりを見込めれば，民間団体の積極的な活動を伸長させる方向での施策が重要である。（次項も参照）

平成28年7月 犯罪対策閣僚 会議 薬物依存 者・高齢犯 罪者等の 再犯防止 緊急対策

次の3つの柱からなる取組を進め、**2020年を目途に**、全国各地に薬物依存者（や犯罪をした高齢者・障害者等）の立ち直りを支えるネットワークが構築されていることを目指す。

I 薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療等を一貫して行う

(1) 矯正施設及び保護観察所による一貫性のあるプログラムの実施

(2) 薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備

II 地域社会とつながった指導・支援を刑事司法の各段階において行う

III 立ち直りに向けた“息の長い”支援に取り組む民間の活動を推進する

処遇者側に 大切なこと

③

関係機関との処遇協議を
定期的に行い、処遇の方法
や危機状態への対処計画の
微調整を重ねること

以上を踏まえ

更生保護施設の意義と今後への期待

現状

多様化する 更生保護制 度内の社会 内処遇施設

- ① 更生保護施設（103施設）
- ② 保護観察所附設自立更生促進センター（4か所）
- ③ 自立準備ホーム
（登録数400超）

※他に障害福祉サービス事業所（宿泊型）の「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」届出事業所の増加

更生保護 施設の 意義

- 釈放者保護の専門施設として法的・人的・予算的資源が割り充てられている。
- 制度内にあつて、矯正保護官署と十分な個人情報とを共有し緊密な連絡をとっている。

更生保護施設への期待

～ 処遇上 の新しい 目安の 適用

- 1 処遇の方向性は、「退所後の相互支援的人間関係（必要とされる場）への橋渡し」
- 2 処遇のゴールは、「円満退所」から再犯防止につながる「次の生活環境の調整完了」
- 3 評価の基準は、「5年後の社会内生活率」

**乗り越えること
が必要な課題**

**位置づけの
面での脱皮**

環境変化が大きい釈放時の危機
状態に対応する施設（旧更生緊
急保護法下の施設）

釈放後の適当な帰宅先がない人
が帰る施設



長期的な再犯防止に繋ぐプラッ
トホームの役割を担う施設

新しい更生 保護施設 (社会内施 設)制度の イメージ

- I 更生保護施設・自立準備ホーム
(一時的居住確保施設)
- II 自立更生促進施設
(処遇目的で収容する
中間施設)

現実的方法として 障害福祉 サービス事 業所との連 携

以下の経緯により，矯正施設を釈放された障害者を受け入れる障害福祉サービス事業所が増加している。

平成23年グループホーム等に対する地域生活移行個別支援特別加算の新設

平成30年 自立訓練（宿泊型を除く），就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）に対する社会生活支援特別加算の新設



第三者からみた マツクというコミュニティの チカラ

マックのこと

- ・ M A C → Maryknoll Alcohol Center
- ・ 1974年メリノール宣教会のミニ神父，中間施設「大宮ハウス」開設
- ・ アルコール依存症者が多い。
- ・ アルコール依存症からの回復支援のモデルが中心
- ・ 多様な依存症の人の回復支援
- ・ 全国のマックは，14法人，56施設（各法人は独立）
- ・ 全国マック協議会を組織。

外部者として みてきた、 マックにつ いての若干 の説明

- 1 2 ステッププログラムが中核
- プログラムの宗教性と非「宗教」性
- 濃密な支援
(自助グループを補完)
- プログラムの多様化

12ステップ プログラム

酒を飲まない生活を保つだけでなく、人としての成長に導くプログラムとして確立されていること。それは、身体的、社会的な回復と、精神的、霊的な成長を段階的に促す合理的な仕組みであり、断酒を続けるためだけではない価値を持っている。

12ステップ プログラムの 宗教性と 非「宗教」性

（その宗教的側面）

自分のやり方を捨て、自身を越えた力（自分が理解する神）に委ねることがプログラムの中核

（その非「宗教」的側面）

プログラム自体が宗教ではないから、各宗教が持つ世界観等は示されていない。

※AAの 12ステップ

- 1 私たちはアルコールに対し無力であり、思い通りに生きていけなくなっていたことを認めた。
- 2 自分を越えた大きな力が、私たちを健康な心に戻してくれると信じるようになった。
- 3 私たちの意志と生き方を、自分なりに理解した神の配慮にゆだねる決心をした。
- 4 恐れずに、徹底して、自分自身の棚卸しを行ない、それを表に作った。
- 5 神に対し、自分に対し、そしてもう一人の人に対して、自分の過ちの本質をありのままに認めた。
- 6 こうした性格上の欠点全部を、神に取り除いてもらう準備がすべて整った。
- 7 私たちの短所を取り除いて下さいと、謙虚に神に求めた。
- 8 私たちが傷つけたすべての人の表を作り、その人たち全員に進んで埋め合わせをしようとする気持ちになった。
- 9 その人たちやほかの人を傷つけない限り、機会あるたびに、その人たちに直接埋め合わせをした。
- 10 自分自身の棚卸しを続け、間違ったときは直ちにそれを認めた。
- 11 祈りと黙想を通して、自分なりに理解した神との意識的な触れ合いを深め、神の意志を知ることと、それを実践する力だけを求めた。
- 12 これらのステップを経た結果、私たちは霊的に目覚め、このメッセージをアルコールに伝え、そして私たちのすべてのことにこの原理を実行しようと努力した。

濃密な回復 支援

- 1 グループセラピーのほか、長時間にわたる個別カウンセリングが行われる。
- 2 スリップは、即座に退所理由とはならず、回復のプロセスと位置付けて、新たな歩みを話し合う機会としている。
- 3 自助グループでは一人で向き合うことがむずかしい自己分析や他者との関係の棚卸、そしてその修復も、担当スタッフとグループの全体が後押しすることで、円滑に対処することができる。
- 4 個々の利用者について、**ケース協議**が毎月開催され、支援計画が練り直されている。



釈放者の再犯防止のため
保護観察所等とマツクと
の連携の可能性を探る

結論 (提案)

1 今後、保護観察所等刑事司法機関と、マック等の障害福祉サービスを行う団体が協議を重ね、「木で竹を接ぐ」ような連携を図るべく、必要に応じて連携する体制をつくりたい。この点、全国マック協議会でも議論していただきたい。

2 当面、更生保護施設からマックに移行（通所，転居）する流れをつくりたい。

全国の マツクへの 協力要請

- ・ 無銭飲食等を反復するアルコール依存症者の回復支援について協力を求めたい。
- ・ マツクの活用が法務省各機関の業務の中で定式化されれば、一定の目に見える再犯率の低下が期待できる。

ジャパン マック(東京・川崎・ 福岡)との 連携①

- ・ アルコール，薬物，ギャンブル，性的問題行動，病的窃盗などにかかる依存症回復支援では，福岡が先行。保護観察所との連絡も緊密
- ・ 関東各事業所も，矯正施設，更生保護施設からの受入れ体制の整備（人的整備のための特別加算給付届出等）が進む。

ジャパン マツクとの 連携② 関東各事 業所の取 組

・ アルコール， 薬物， ギャンブル， 性的問題行動， 病的窃盗などにかかる依存症回復支援の体制を整備しつつある。

→ 認知行動療法， 専門家による個別カウンセリング， 法律相談等

→ グループホームの拡充

ジャパン マックとの 連携③ ネットワーク づくりへの 貢献

ジャパンマックは、関東圏及び九州圏での依存症回復支援機関・団体のネットワークづくりを進め、その中での禍福支援を志向している。

継続的な連絡を続けていきたい。

平成26年12月犯
罪対策閣僚会議

決定「宣言：
犯罪に戻
らない・戻
さない」の
結語

再犯防止は簡単ではない。しかし、絶対にあきらめてはいけない。「犯罪に戻らない・戻さない」という決意の下、「世界一安全な国、日本」の実現に向けて、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるとはなく、再び受け入れられること（RE-ENTRY）が自然にできる社会を目指し、国民各々の御理解と御協力を切にお願いする。